

入札説明書

令和9年1月～令和9年12月期静岡県立美術館作品監視等業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び入札心得書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和8年10月2日
- 2 入札執行者 静岡県知事 鈴木 康友
- 3 担 当 部 局 〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53番2号
静岡県立美術館企画総務課企画総務班
電話番号 054-263-5755

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 第1号
- (2) 業 務 名 令和9年1月～令和9年12月期静岡県立美術館作品監視等業務委託
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田53番2号地内
- (4) 業務期間 令和9年1月15日から令和9年12月26日まで（長期継続契約）
- (5) 業務概要 仕様書による

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格（営業種目：総務事務）の認定を受けている者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館、博物館相当施設又は国公立の美術館、博物館（いずれも独立行政法人が運営するものを含む。）で一施設における1日20人以上の従事者派遣又は1日15箇所以上の従事者配置を伴う受付・案内及び監視業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により期限までに書類を提出すること。

ア 提出書類

① 入札参加資格確認申請書（別記様式1）

② 競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目82）の写し

③ 静岡県内に本社または支社、営業所を有することを証明する資料

④ 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館、博物館相当施設又は国公立の美術館、博物館（いずれも独立行政法人が運営するものを含む。）での派遣又は業務委託契約の実績についての調書（別記様式2）

⑤ ④に記載された実績を確認できる書類の写し（発注者が静岡県立美術館の場合は除く。）

なお、期限までに申請書及び資料、調書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

イ 提出期間 令和8年10月2日（金）から令和8年10月12日（月）までの午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 提出先 上記3に同じ

エ その他 申請書及び資料は、提出先に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）することとし、電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出された日から随時行うものとし、その結果は令和8年10月16日（金）までに通知する。

(3) 申請書は、別記様式第1により作成すること。

(4) その他

ア 入札執行者が、申請書及び資料以外に、確認に必要な書類の提出を求めた場合は指示された期限までに提出すること。

イ 提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 入札執行者は、提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類は、返却しない。

オ 提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類は、公表しない。

カ 申請書、資料及び上記アにより提出した書類に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年10月21日（水）までに書面（様式自由）を提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年10月23日（金）までに、説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 設計書等の配布期間、配布場所及び配布方法

設計書等の交付を次のとおり行う。

- (1) 申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）による配布
令和8年10月2日（金）から令和8年10月12日（月）までの期間、無料で配布する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1066354/index.html>

- (2) 上記3での配布

令和8年10月2日（金）から令和8年10月12日（月）までの午前9時30分から午後5時まで、無料で配布する。

9 現場説明会

現場説明会は実施しない。

10 入札

- (1) 入札執行日時 令和8年10月27日（火）午後1時30分
- (2) 入札執行場所 静岡県静岡市駿河区谷田53番2号 静岡県立美術館 会議室
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書は、封書に入れて割印をし、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「入札番号第1号 令和9年1月～令和9年12月期静岡県立美術館作品監視等業務委託入札書在中」と記入しなければならない。
- (5) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (8) 入札方法
郵送又は電送による入札は認めない。
- (9) その他
入札執行回数は2回を限度とする。

11 開札

開札は上記10に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書（以下「入札心得」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において5に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

15 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 上記5(3)の美術館・博物館での受付・案内及び監視業務の実績は、それを専任又は主たる業務として行うものに限る。
- (5) 県と契約するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出すること。
- (6) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (7) その他詳細不明の点については、静岡県立美術館企画総務課企画総務班（電話番号054-263-5755）に照会すること。